

2019年11月28日

宮城県議会 議長 石川光次郎 様

一般社団法人日本禁煙学会 理事長 作田 学
NPO 法人禁煙みやぎ 理事長 山本蒔子

宮城県議会棟は全面禁煙としてください

謹啓、日頃の県政へのご尽力ありがとうございます。

行政機関は、改正健康増進法で、2019年7月から庁舎内全面禁煙が義務付けられているところですが、同様に公共性の極めて高い議会棟は、改正健康増進法で第二種施設になりましたが、本来的に、議会内に喫煙所を設置することは、改正健康増進法の「原則屋内禁煙」の趣旨に反することです。

事実、都道府県議会においては、半数を超える24の都府県議会が「屋内全面禁煙」となっており、東北地方では、既に青森県、秋田県、山形県及び福島県の議会棟は「屋内全面禁煙」となっています。20の政令市議会では16議会（80%）が、中核市では58議会のうち53議会（91%）が「屋内全面禁煙」です。2020年4月1日からの改正健康増進法の全面施行を前に、他の道県議会も自主的な「屋内全面禁煙」へ向け、検討・協議が進められているようです。

（現在までの状況一覧⇒ <https://notobacco.jp/pslaw/gikaikinenjokyo1910.pdf> をご覧ください）

貴議会におかれても、公共性の極めて高い議会棟は率先して「屋内全面禁煙」とし、県民への率先垂範をお願い申し上げます。

記

1. 第二種施設では、屋内に「喫煙専用室」の設置は違法ではないとしても、屋内の「喫煙専用室」からは、どのような対策を講じたとしても、タバコの煙が漏れ出るのを防ぐことはできません¹⁾。人の出入りによっても漏れ出ますし、喫煙者の呼出煙や、服などに付着したタバコ煙・臭いは喫煙専用室から退出した後も30分間は発散し続け、受動喫煙の危害を周りに及ぼします。
2. 「喫煙専用室」は、改装費用、今後の電気代・メンテナンス費用などもかかるのは避けられず、さらには撤去の際の費用など、公費の無駄遣いとなります。

3. 喫煙専用室に由来する煙により、周りの議員・職員・訪問者へ危害を及ぼし、周りの人や清掃員への健康危害を引き起こします。これらの危害により、損害賠償請求が起こされた場合に、県議会は責任を取れるのでしょうか？ また庁舎管理者の県庁の責任者（議会事務局長）をも巻き込む可能性があり得ることを理解されているのでしょうか？

また、将来的に喫煙所廃止が法的に義務付けられた場合に、あるいは議会が自主的に廃止を決めようとした場合に、その撤去費用を喫煙専用室設置を決めた現在任期中の議員の方々が負担されるのでしょうか？ あるいはまたまた公費の無駄遣いの結果を招くのではないのでしょうか？

4. 議員には任期があり、永続的施設として残ることになる喫煙専用室設置の決定は、代替わりしていく議会に負の遺産を残すことになり、現任期中の議員の決定だけで縛ってしまうのは無責任極まりないこととなります。

5. 議会が第一種ではなく、第二種施設とされた理由は、喫煙する国会議員に対して規制を逃れる方策に配慮したためであることは良く知られていることで、改正健康増進法の大きな欠陥内容の一つとなっているところです。

6. 県議会におかれては、第二種だから屋内に「喫煙専用室」を設置しても構わない、ではなく、第一種施設の県庁舎と同じく、屋内全面禁煙（喫煙専用室不可）とされるべきです。

県庁舎が既に屋内全面禁煙なのですから、訪問者に喫煙施設を用意する必要は全くありませんし、県庁舎と同じにしなければ訪問者も戸惑うこととなります。

屋内全面禁煙によって、訪問者だけでなく、職員も、議員の多くも受動喫煙の危害から守られます。喫煙される議員もタバコを吸える機会が減ることによって健康増進が期待され、禁煙のきっかけともなります。

7. 都道府県議会棟の全面禁煙は、青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、大分県、沖縄県の24都府県に広がっています（2019年10月現在）。この動きは今後さらに広がっていくでしょう。

・第二種施設の中でも、全国の裁判所は全て敷地内禁煙が決まり、国立国会図書館も2020年4月から敷地内禁煙となります。

・企業（例えばトヨタ、ソフトバンク、NEC、明治、ファイザー、中外製薬、キューピー、LIXIL、ブリヂストンなど）でも、大手飲食チェーン店（例えばスカイラーク、デニーズ、マクドナルド、和食さと、回転寿司店など）などでも、改正健康増進法の2020年4月1日からの全面施行を前に、自主的な全面禁煙・敷地内禁煙が広がってきてい

るところです。

8. 喫煙の本質はニコチン依存症であり、議員の執務に喫煙は必須なものではありません。全国の行政機関や職場に喫煙室がなく勤務時間中の禁煙がルール化されていても、喫煙者は問題なく自身の業務を行っています。喫煙者は喫煙する必要があるとの前提で喫煙専用室の設置議論をするのは誤っています。

なお、日本では、2006年から禁煙治療に健康保険が適用されています。保険適用で治療のできる医療機関は、2019年11月には、全国で17,099施設を数え、宮城県においても308の医療機関が禁煙治療を行っています。禁煙外来を受診して禁煙出来る環境は整っていますので、まだ喫煙しておられる議員の方には治療をお勧め致します。

9. 2020年7～8月には、改正健康増進法制定の大きなきっかけとなった東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。大会中は全ての競技会場では、加熱式タバコを含めて敷地内完全禁煙となります。

2020年4月1日からの改正健康増進法の全面施行にあわせ、「屋内全面禁煙」を決定いただき、受動喫煙の無い職場・公共の場とされ、模範としてのメッセージを県民にお示しいただくよう、ご高配をお願い申しあげます。

以上

注1) タバコ規制条約(FCTC)、米国公衆衛生長官報告など。

(FCTC 第8条ガイドライン)。

(1) タバコ煙曝露ならびに受動喫煙の毒性には安全なレベルはない。受動喫煙の毒性には閾値がないという考えは科学的証拠による定説である。換気、空気清浄機、喫煙区域の指定(換気系を分離していようとまいと)などの解決策が無効であることはこれまでに繰り返し証明されてきた。そして、工学的解決策は受動喫煙からの保護をもたらさないという科学的な確定的証拠が存在する。

(2) すべての人々は受動喫煙から守られなければならない。すべての屋内の職場とすべての公衆の集まる場所は禁煙でなければならない。